

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 8 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | | | |
|---|-------|--|------|--|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | 四万十町 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 平成 3 1 年 3 月 2 9 日午後 2 時 3 0 分頃、町道大井川西土佐線の井崎地区を走行中の自動車が落石に乗り上げ、車両を損傷したものの。 | | |
| 3 | 損害賠償額 | 1 9 , 3 8 1 円 | | |